

「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて

国家公務員共済組合連合会(以下「当会」という。)は、資産保有者としての機関投資家として、日本版スチュワードシップ・コードに賛同し、受入れを表明いたします。

当会は、スチュワードシップ責任を果たすための方針を策定し、資産運用者としての機関投資家である運用受託機関が、当該方針に基づき投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すとともに、中長期的な投資リターンの拡大を図ることにより、運用受託機関としてのスチュワードシップ責任を果たすことを求めます。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当会は、国家公務員共済年金の積立金等の運用に関し、保有する株式にかかるコーポレートガバナンスへの取組みの方針について、「コーポレートガバナンス原則」を制定し、当該原則に従ってコーポレートガバナンス活動を行って参りました。

「コーポレートガバナンス原則」は、日本版スチュワードシップ・コードと同様の考え方に基づいて制定したものであり、今般の日本版スチュワードシップ・コードの発表を踏まえ、今後とも「コーポレートガバナンス原則」に沿って適切な運用に努めるとともに、定期的に検証を行い、より適切なものとなるよう取り組んで参ります。

また、運用受託機関に対しては、スチュワードシップ責任を果たすための方針の発表を求めるとともに、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメントなどを通じたスチュワードシップ活動について報告を受け、当会は中長期的な観点で、それを評価することといたします。

※「コーポレートガバナンス原則」(平成 17 年 6 月制定)は、当会のホームページで公表しております。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当会は、議決権行使を始めとする外部ガバナンスの執行にあたっては、投資先企業とは中立的関係を維持し利益相反を回避することとしており、「議決権行使ガイドライン」においてその基本的な考え方を運用受託機関に示すとともに、運用受託機関が自ら定めた方針を当会に提出することとし、当会の考え方に抵触することがないか確認しております。

※「議決権行使ガイドライン」(平成17年6月制定)を当会のホームページで公表しております。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当会は、運用受託機関に対し、スチュワードシップ活動において、投資先企業の状況を的確に把握し、適時適切に報告することを求めています。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当会は、運用受託機関に対し、投資先企業とのエンゲージメントを通じ、当該企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当会は、コーポレートガバナンス原則及び議決権行使ガイドラインに従って、運用受託機関が自ら定めた方針に基づき行った議決権行使結果について、運用受託機関から報告を受け、その内容を確認した上で公表しております。

※「議決権行使の状況」を当会のホームページで公表しております。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当会は、議決権行使状況の公表を含めたスチュワードシップ活動の状況等について、受益者である組合員に対し、定期的に報告をいたします。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当会は、スチュワードシップ責任を果たすために必要な体制整備を行い、当会及び運用受託機関のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう、積極的に取り組んで参ります。

以上